

平成20年度第1回 鳥取県後期高齢者医療懇話会

日 時：平成20年8月26日（火）

午後2時00分～

場 所：湯梨浜町役場 東郷庁舎

2階 第1会議室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 報告事項

- 1) 後期高齢者医療制度の運営状況について・・・・・・・・・・P1～4、別紙1～5

4. 協議事項

- 1) 円滑な制度運営にむけての今後の取り組みについて・・・・P5

2) その他

5. その他

6. 閉 会

鳥取県後期高齢者医療懇話会 委員名簿

区 分	所 属	氏 名	任 期
被保険者の方 (公募による)	公募委員	もり 森 たち 田 一 郎	平成19年8月27日 ～平成21年3月31日
	公募委員	かど 門 むら くに 国 お 男	平成19年8月27日 ～平成21年3月31日
	公募委員	ま 真 かべ せい 誠 いち 一	平成19年8月27日 ～平成21年3月31日
	公募委員	やま 山 ね 根 たかし 喬	平成19年8月27日 ～平成21年3月31日
	公募委員	わた 渡 なべ じゅん 順 いち 一	平成19年8月27日 ～平成21年3月31日
	公募委員	かく 福 ざわ 澤 ふ み お 二 三 男	平成19年8月27日 ～平成21年3月31日
医 師 会 歯科医師会 薬剤師会	鳥取県医師会常任理事	あま 天 の 道 みち 道 まる 磨	平成19年8月27日 ～平成21年3月31日
	鳥取県歯科医師会副会長	ひ 樋 ぐち じゅいちろう 壽 一郎	平成19年10月17日 ～平成21年3月31日
	鳥取県薬剤師会副会長	はら 原 りいちろう 利 一郎	平成19年8月27日 ～平成21年3月31日
医療保険 関係者	鳥取社会保険事務局 保険課長	さき 笹 がわ 川 やす 泰 お 雄	平成20年8月26日 ～平成21年3月31日
	北栄町 健康福祉課長	まつ 松 い 井 よし 慶 のり 徳	平成20年8月26日 ～平成21年3月31日
各種団体の 代表の方	鳥取県連合婦人会会長	いの 井 うえ たえ 耐 こ 子	平成19年8月27日 ～平成21年3月31日
	鳥取県商工会青年部連合会会長	なが 永 れ 禮 みち 通 あき 暁	平成19年8月27日 ～平成21年3月31日
	鳥取県介護支援専門員連絡協議会会長	いし 石 が 賀 じゅん 純 こ 子	平成19年8月27日 ～平成21年3月31日
	鳥取県民生児童委員協議会評議員	すず 鈴 き 木 しげる 茂	平成19年8月27日 ～平成21年3月31日
	鳥取県身体障害者福祉協会会長	にし 西 むら 村 たけつ み 武 津 美	平成19年8月27日 ～平成21年3月31日
学識経験者	鳥取大学医学部 准教授	か 加 どう 藤 とし 敏 あき 明	平成19年8月27日 ～平成21年3月31日

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の施行状況について

1 鳥取県後期高齢者医療広域連合における取り組み

平成20年

3月上旬～ 被保険者証の発送

4月1日 後期高齢者医療制度施行

（広報活動などにおいて、通称「長寿医療制度」とする。）

4月上旬 「保険料仮徴収額決定通知書・特別徴収開始通知書」の送付
（年金からの特別徴収対象者に送付）

4月15日 年金からの特別徴収開始（第1回）

4月30日 市町村長会の開催

（「国に対して制度の円滑な運営に向けて申し入れをすべき。」との意見がでる。）

5月13日 厚生労働省及び県選出国會議員に対しての要望活動（別紙1のとおり）

6月12日 政府与党決定（別紙2のとおり）

「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減について」

6月13日 年金からの特別徴収（第2回）

7月中旬～ 「保険料額決定通知書・納入通知書」の送付

（19年所得に基づいて算定した保険料額を通知。普通徴収対象者には納入通知書を合わせて発送し、普通徴収開始。一部町では8月から。）

7月17日 与党プロジェクトチーム（別紙3のとおり）

「高齢者医療の負担のあり方に関する当面の対応について」（来年度の対応方針）

7月25日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令改正

（普通徴収対象者の拡大）

7月28日 広域連合議会

（20年度における負担軽減対策実施のための後期高齢者医療に関する条例改正等）

8月中旬 「保険料額変更通知書・納入通知書」の発送

（負担軽減対策実施後の保険料額を通知。普通徴収対象者の保険料は、8月納期分から変更し徴収。）

8月15日 年金からの特別徴収（第3回）

10月15日 年金からの特別徴収（第4回）

※ 被用者保険の被扶養者だった方については、10月から保険料の徴収を開始。（年金からの特別徴収も同様。）

※ 普通徴収対象者の拡大に伴う特別徴収から普通徴収（口座振替）への切り替えは、順次行っていく。

※ 原則として7割軽減（追加軽減後8.5割軽減）世帯で、8月まで年金から特別徴収されていた方については、10月からの保険料の徴収はありません。

2 被保険者数（平成20年7月末現在）82,912人

うち65歳から74歳で障害認定を受けた者 2,951人

3 被保険者証について

(1) 交付

制度施行前の3月上旬から下旬にかけて、後期高齢者医療に移行する方及び4月に75歳になられる方に、市町村を通じて被保険者証を交付。5月以降に75歳になる方については、誕生日の前月に被保険者証を交付。

→被保険者証に「被保険者証カバー」「制度説明リーフレット」を同封。

(2) 未着とその対応

→4月9日時点で、568人の方に被保険者証が届かず市町村に返送された。

→これに対し、被保険者の所在調査、再送付などを行い、5月22日時点の被保険者未着件数は、1件に大幅減少している。

→高齢者の方がダイレクトメールと勘違いし、そのまま捨ててしまうなどの事例が発生、再交付の対応をとる。

→被保険者証を持たずに受診した被保険者について、医療関係機関からの資格確認に対し、即時に対応できるようにした。この際、被保険者証が届いていない者については、市町村に問い合わせいただくように依頼する。

(3) 負担割合変更と被保険者証の交換

後期高齢者医療の負担割合については、毎年8月に前年の所得に応じて負担割合を判定することとなっている。当初交付の被保険者証の有効期限を平成21年7月31日として交付しているため、今回の判定で負担割合が変更となる者についてのみ、新しい被保険者証の交付（交換）を行った。

(4) 被保険証に対する意見

「大切な保険証だとわかりにくい」「高齢者には切り取りにくい」「文字が小さい」「保険証の色が気に入らない」などの意見をいただいている。

→21年7月の切り替えに向けて、どのようなものが良いか検討を進めていきます。

4 保険料について

(1) 仮徴収

- ・4月1日現在の年金受給者について、4.6.8月支払い年金から、保険料の特別徴収を実施（平成18年中の収入に基づく仮徴収）

【仮徴収対象者】 59,572人（被保険者の72%）

- ・4月の特別徴収の際、徴収誤りが、6市町150人・総額約133万円発生。

いずれも、特別徴収の対象外としていた被用者保険の加入者であった方に対し、特別徴収を行ったものであり、対象の方には謝罪・説明を行うとともに、速やかに還付を実施。

(2) 本算定及び追加軽減措置の実施

平成19年中の収入に基づく保険料の算定を7月に行った。追加軽減措置に伴う賦課の更正を8月2日に実施した。

・ 平均保険料額

【軽減前】 70,485円/年

【軽減後】 49,221円/年

→平成20年度の追加軽減も含め、均等割額の軽減及び被用者保険の被扶養者に係る軽減を適用後の額。

・ 均等割額軽減の状況

	人数	割合
7割軽減→8.5割軽減（追加軽減）	28,142人	33.73%
5割軽減	2,419人	2.89%
2割軽減	4,859人	5.82%
被扶養者軽減（9.5割軽減※）	15,318人	18.36%
	50,738人	

※ 被用者保険の被扶養者であった方に係る特別軽減

→平成20年度については、4～9月は徴収せず、10～3月は、9割軽減。実質9.5割軽減。

- ・ 所得割額が賦課されている者 23,671人（28.38%）
- ・ 所得の低い者に係る所得割額の軽減 6,738人（8.08%）
- ・ 賦課限度額（年額50万円）を超える者 566人（0.68%）

5 審査請求について

保険料に関する処分に不服があるとして、鳥取県後期高齢者医療審査会（事務局・鳥取県医療指導課）に審査請求があり、広域連合に弁明を求められたもの（8月15日時点）

・ 審査請求件数 21件

うち裁決があったもの19件

→すべて請求を棄却する裁決を受けているが、審査会の附帯意見として、「この制度がより理解されるよう、わかりやすく、丁寧に説明し、周知していくことが必要であると考えます。」をいただいております。

・ 審査請求の理由に記載してある主な内容

→仮徴収額の決定の是非

→2月3月分の年金が支払われる4月支払年金からの徴収の是非

→本人の了解もなしに、年金から保険料を天引きすることの是非

→決定保険料額の是非

審査請求の対象とならないが、審査請求書には「広報活動が足りなかったのではない」「後期高齢者医療制度のそのものを廃止してください」「75歳という年齢で差別するのは納得いかない」という記載があります。

6 給付の状況について

		4月	5月	6月
療養の給付 (費用額)	医科	3,913,538,910	4,011,840,060	3,947,132,482
	歯科	146,758,765	141,321,874	147,207,723
	調剤	759,112,196	741,198,423	714,146,282
	その他	133,469,695	137,773,054	131,597,614
	計	4,952,879,566	5,032,133,411	4,940,084,101
療養費の支給 (費用額)	柔道整復等	2,551,531	3,741,366	3,516,836
	補装具	3,434,919	5,664,046	5,811,585
	その他	8,532	717,169	807,165
	計	5,994,982	10,122,581	10,135,586
1人の医療費		59,855	60,867	59,745
葬祭費の支給額		5,340,000	7,980,000	6,820,000

7 広報活動について

(1) 広報実績

- ①市町村広報誌 広域連合から広報原稿の提供
- ②印刷物の配布
 - ・19年12月(被保険者向け。「事前お知らせ」の実施。)
 - ・20年3月(被保険者向け。被保険者証送付時に同封。)
- ③ホームページ
- ④新聞紙面
- ⑤鳥取県県政だより 1回

(2) 説明会等の対応

- ①市町村による制度説明会
- ②広域連合による制度説明(各種団体等からの依頼に基づいて実施) 12回

8 保健事業について

別紙4のとおり

円滑な制度運営に向けての今後の取組みについて

- 広報活動の充実

住民に混乱を引き起こさないようきめ細やかな周知広報に努める。

 - ・国、県、広域連合、市町村を通じた一層の広報活動の連携
 - ・被保険者への十分な周知期間ときめ細やかな広報
 - ・住民説明会の実施

- 相談体制の整備
 - ・保険料に関する相談対応

広域連合条例において、保険料の減免に関する規定を設けていることから、今後とも相談する被保険者の実情を把握するとともに、個別相談に適切に対応する。

市町村における相談体制の整備に係る経費については、広域連合より補助を行う。(20年度)
 - ・資格証明書の運用

「相当な収入」の基準は広域連合の判断とされている。広域連合として具体的な運用基準を定める必要があり、今後市町村の意見を聞きながら検討する。

- 医療費適正化の取組みについて
 - ・レセプト（二次点検）点検の実施
 - ・介護との給付調整に係る点検の実施
 - ・医療費通知の作成・配付
 - ・後発医薬品の使用促進
 - ・保健事業の推進

- 制度の仕組みの検証
 - ・公平でわかりやすい制度となっているか
 - ・負担のあり方をどう考えるか